

令和6年度

通常総会資料

日時 令和6年5月11日（土）午前10時00分～

会場 蘇我コミュニティセンター 多目的ホール

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

通 常 総 会 次 第

- 1 開 会 の こ と ば
- 2 区 連 協 会 長 挨 拶
- 3 功 勞 者 表 彰
- 4 来 賓 祝 辞
- 5 議 長 選 出
- 6 議 事 録 署 名 人 選 出
- 7 会 務 報 告
 - 報告第1号 令和5年度要望事項の報告について P 1 ～ 3
- 8 議 案 審 議
 - 議案第1号 令和5年度事業報告について P 4 ～ 5
 - 議案第2号 令和5年度収入支出決算について P 6
 - 議案第3号 令和5年度監査報告について P 7
 - 議題第4号 令和6年度役員（案）の承認について P 8
 - 議案第5号 令和6年度事業計画（案）について P 9 ～ 11
 - 議案第6号 令和6年度収入支出予算（案）について P12 ～ 14
 - 議案第7号 令和6年度監事の選任について P15
- 9 閉 会 の こ と ば

功 勞 者 表 彰 名 簿

被表彰者

理 事



(第 地区町内自治会連絡協議会)

令和5年度 千葉市中央区町内自治会連絡協議会要望事項回答一覧（市…市連協要望 区…区連協要望）

No	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市	区	担当部局課	要望事項に対する回答
1	第5地区	京成新千葉駅利便性改善に市の協力を 京成新千葉駅は登戸、新千葉地区の住民が千葉や東京方面に出る際の重要な交通機関ですが、千葉方面に出る場合、改札口から高い跨線橋を渡って反対側ホームに行かなければなりません。このため高齢者、車いす使用者や障がい者、ベビーカーを使用している幼児の家族などには大変不便で、かなりの人たちが利用を諦めているのが現状です。 私達は平成17年から11年間、毎年千葉市長や京成本社などにこの状況の改善を訴え、要望書を提出し、簡易改札口の新設などを提案し、交渉をしてきました。令和4年には京成西登戸駅はバリアフリー化に伴いエレベーター、スロープ、駐輪場整備等が進められました。 新千葉駅も、西登戸駅と同様に令和5年にバリアフリー化の計画があると聞き、長年の懸案であった駅の整備に着手することに大いに期待しています。 バリアフリー工事が進められますが、利便性改善のための千葉行き側ホームの簡易改札設置、跨線橋の撤去、スロープの設置、駅舎のリニューアルなどがされることを千葉市として応援してください。			都市局 都市部 交通政策課	新千葉駅は令和3年3月に策定した、「千葉市バリアフリーマスタープラン」において、優先的にバリアフリー化の促進が必要な地区として位置づけた「千葉都心地区」の区域内にあります。同地区では昨年度から、具体的なバリアフリー化に向けた事業を位置づける重点整備地区への指定に向け、高齢者・障害者団体や事業者の皆様などと検討を進めているところです。 本年5月18日に京成電鉄株が「2023年度鉄道事業設備投資計画」を発表し、新千葉駅について、エレベーター・スロープ・バリアフリースイールの整備に着手することを公表されています。 本市としましては、今後も新千葉駅のバリアフリー化が着実に進むよう、事業者との調整に努めてまいります。
2	第8地区	千葉市防災無線機（MCAアドバンス）に係る通信試験の実施について 現在、千葉市には地域防災無線PC-PS701（京セラ）が約500台配備されております。この無線機はMCAアドバンス無線と、MVNO無線（NTTdocomo）の2種類の無線通信網を使って、自動的に電波感度が良い方を使って通信をします。 MCAアドバンス無線は屋内においては電波が弱く、平常時の訓練ではdocomo回線を使うことになります。災害時にはdocomo回線は輻輳が発生し、発信規制がかかり使用できない可能性があります。PC-PS701に千葉市建設局下水道経営課が採用している無線機「ハザードトーク」のように、音声 packets（小さなデータ単位）に変換する機能があればよいのですが、ついておりません。「ハザードトーク」は東日本大震災・北海道東部地震でも十分通話できたそうです。 MCA無線は、ケーブル・アンテナ等に障害があっても平常時にはdocomo回線を使って通信しているため欠陥に気が付きません。災害時にdocomo回線・MCA回線2つとも使えない可能性があります。MCA回線の障害・欠陥を発見できるように、平常時にMCA無線だけで通信試験できるようにしてください。			総務局 危機管理部 防災対策課	本市の地域防災無線の無線機である、MCAアドバンスはMCAアドバンス回線とMVNO回線（NTTdocomo）の2回線のうち、通信状況の良い回線を認識し、自動的に切り替えながら通信を継続する仕組みになっています。 MVNO回線については、発信規制のかかる音声通話回線ではなく、ハザードトークと同じ仕組みであるデータ通信回線を利用しており、発信規制や接続規制を受けず、音声通話に比べて繋がりやすいものです。 2つの通信回線を切り替えながら通信する仕様で、単一の回線での運用を想定した無線機でないため、MCAアドバンス回線のみでの通信試験の際に、SIMカードの紛失・損傷・取違い等が原因の不具合の可能性があります。単一回線での試験を行っておりません。
3	第9地区	市道大蔵寺50号線等の安全対策について この要望は毎年継続して要望し、道路表示や横断歩道の設置等は対応していただきましたが、まだ課題が多く残されており、本年度は下記の項目について要望します。 （1）花輪町バス停近くに信号の設置に関して、昨年要望した交通量の調査は実施していただいた様なので、その結果はどうだったのか。早急な対応をお願いします。又もしこの交差点での交通量が信号設置の基準に達していなければ、この交差点の安全性向上の対応をお願いします。 （2）大網街道から西福寺下交差点まで、及び花輪町バス停近くの交差点から旧中田商店（赤井町）までの狭くなっている所の拡張を要望します。又それが実施されるまで、この間の通路の速度制限を30km/hにする事を要望します。又この件に関して昨年回答のあった調査や検討の結果の明示をお願いします。 （3）この通路区間では、旧休暇センターから木の葉や土砂が崩れ落ち、道路を更に狭くしている部分がある。2年程前一度清掃してもらったが、現状は元に戻ってしまっている。再度清掃と地主に対する指導を要望します。			市民局 市民自治推進部 地域安全課 建設局道路部 道路計画課 中央・美浜 土木事務所 維持建設課 管理課	要望のありました信号機設置、速度規制要望につきましては、公安委員会（警察）の所管となりますので、同地域を管轄する千葉中央警察署に要望いたしました。 千葉中央警察署からは （1）昨年の要望を受け調査の結果、信号機の設置基準に満たないことから、現時点では、設置の見込みはありません。 （2）昨年の要望を受け調査の結果、実勢速度が低いため最高速度規制の設定は現時点では必要ないと考えます。 と伺っております。 （2）ご要望のありました箇所の道路のうち、千葉県衛生研究所付近につきましては、道路の線形改良の可能性について検討しており、関係機関と協議を進めているところです。 （3）令和5年7月、市発注の舗装改良工事で木の葉や土砂等は撤去しました。今後は隣接地権者に対して、適切に管理するよう指導してまいります。

No.	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市	区	担当部局部課	要望事項に対する回答
4	第9地区	蘇我コミュニティセンター避難所の備蓄品倉庫増設について 今井1・2丁目町民の災害避難者用として蘇我コミュニティセンター避難所が設けられており、避難所用の備蓄品保管のため倉庫が1棟設置されている。倉庫設置後、年月が経過し、千葉市からの供給品のほか、コミュニティ懇談会、避難所運営委員会の独自購入品等により満杯状況となっており、倉庫内整備が滞っている。供給された備蓄品の内、飲料品は入りきらない為、蘇我コミュニティセンター内の一室に保管されている。 当避難所はJR蘇我駅に最も近い避難所であり、不測の事態発生により鉄道運行が停止になった場合は、一時的な宿泊所としての機能も有しており、倉庫内を整備し必要物品の取り出しがスムーズに行えるよう準備をしておく必要がある。 以上により万一の場合に、素早い対応により避難者の安心を図るためにも倉庫内の整備は不可欠であり、その対応策として倉庫の増設を要望いたします。なお、本要望は施設管理者にも賛同を得ております。			○ 総務局 危機管理部 防災対策課	各避難所に整備する防災備蓄倉庫は、市の備蓄品を保管するために整備しているものですが、備蓄品の品目等が増え収容能力が不足していることから、令和4年度に実施した設置要望調査に基づき、令和5年度から7年度にかけて計画的に増設を進めているところで、当該箇所は令和7年度に整備予定です。整備年度に倉庫の設置位置、大きさ等を事前に施設管理者を通して、避難所運営委員会に確認いたします。
5	第9地区 第21地区	京成千原線に新駅設置の要望 この要望は平成4年以来引き続いて要望してきたものですが、3年前千葉県がんセンターが建替え・新館としてオープンしたことを受けて、駅設置場所をがんセンターに最も近い（500m以下）、市道大蔵寺50号線との交差点とし、がんセンターの最寄駅の機能も期待してご要望しているものです。 大網街道のがんセンター付近は朝夕の混雑は解消しておらず、この要因としてがんセンターに最寄り駅がなく、バスが乗用車利用をせざるを得ない状況にある為と考えられる。 大蔵寺50号線と京成千原線の交差点部分に新駅を作れば、がんセンターの最寄駅となり、またこの付近には、県有地や県の施設も多く、更にこの交差点部分は現状まだ空き地となっていることから、県ともよく協議し、早急に実現することを要望します。			○ 都市局都市部 交通政策課	京成電鉄千原線については毎年、京成電鉄株、千葉県、市原市及び本市で構成する「京成電鉄千原線整備促進検討会議」において、利用促進策やその他の諸施策について意見交換を実施しており、直近では令和5年1月に「輸送人員の状況」、「利用促進につながる最近の動向」等を議題として意見交換を行っております。 新駅建設には多額の費用が必要となるほか、前述の会議において、京成電鉄株からコロナ禍を受けての厳しい経営状況について言及があったことから、ご要望の新駅設置については、短期的な実現が難しいものと考えておりますが、引き続き、京成電鉄株はもとより、千葉県や市原市とも連携し、前述の会議などの機会をとらえて議論してまいります。
6	第16地区	大森台駅のエレベーター設置、信号機設置について 大森台駅のエレベーター設置について、京成電鉄と協議をお願いいたします。また、都市計画道路の整備に伴い、喜久屋酒店前交差点（中央区仁戸名町601番地16地先）への信号設置についても、引き続き関係部署との協議をお願いいたします。			○ 都市局都市部 交通政策課 建設局道路部 道路計画課 街路建設課	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成18年法律第91号）及び同法に基づき制定された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」により、原則として1日当たり平均利用者数3,000人以上の鉄道駅等を対象に、鉄道事業者のバリアフリー化に関する施設の整備に対して補助を行い、バリアフリー化を促進することとなっております。 大森台駅は1日当たり平均利用者数が、3,000人以下と基準には達していませんが、地元の皆様からも継続的に要望等があることから、平均利用者数に関わらず、千葉市による駅前広場整備と一体となったバリアフリー化に向けて、駅構内へのエレベーター設置について検討していく旨、京成電鉄株と認識を共有しております。また、信号機設置につきましても、引き続き、関係部署と協議してまいります。
7	第16地区	千葉県道20号千葉大網線の星久喜町から仁戸名町までの街路灯の増設について 千葉県道20号千葉大網線（大網街道）の、中央区星久喜町「京葉銀行松ヶ丘支店」前から、中央区仁戸名町「千葉東病院」前までの街路灯の設置数が少なく、商店の減少などにより深夜暗くなってしまう。現状、交差点や横断歩道付近の設置となっていますが、現状の2倍の間隔の増設を要望いたします。			○ 建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課	現在、道路照明施設は交差点やカーブ等局所的に設置しています。引き続き、設置可能箇所について増設を検討してまいります。

No	地区	要望件名（※：継続要望）・要望要旨	市	区	担当部局部課	要望事項に対する回答
8	第16地区	防犯灯電気代の無料化について 町内会が負担している防犯灯の電気代ですが、町内会に加入しない世帯は、電気代の負担をせず生活をしており、不公平感があります。よって、電気代については、全額行政の負担とすることを要望いたします。			市民局 市民自治推進部 地域安全課	防犯街灯は、本市においては、地域内の実情をよく把握している町内自治会等が設置及び維持管理することで、より適切で効果的な設置になるとともに、地域の防犯意識の向上に繋がると考え、町内自治会等が設置及び維持管理し、市が費用の一部を補助金として交付する手法（管理費補助の場合は、灯具によって異なるがLED灯の場合は75%補助）を採用しております。 また、公平性の観点につきましては、町内自治会未加入世帯に対して防犯街灯に限らず、利用停止などの強制力行使することは難しいと考えております。このような状況に対しては、町内自治会加入への理解を促進することが重要であると考えておりますので、今後も引き続き町内自治会とともに、その役割や取り組みの必要性や重要性を周知してまいります。
9	都地区	通学路の安全対策について 都小学校区域の通学路における、安全対策が必要と思われるところが、防犯パトロールを通じて地域住民から指摘がありました。 1. 都町6丁目18-1のセブンイレブン千葉都町の隣地である公道に車が教台駐車している。この道路は旧道であり、現在は歩道となっており、子供たちの通学路になっている。現在セブンイレブンの駐車場側から車が入れるようになっており、公道が無料駐車場化している。ポールを立てる等して、子供たちが安全に通学できるようにお願いいたします。			建設局土木部 中央・美浜 土木事務所 維持建設課 / 教育委員会 学事課	車両の駐車取り締まりについて、所轄警察署と連携し対応してまいります。併せて、物理的に車両が出入りできなくなる施設についても、沿道地権者と協議を行い設置の検討をしてまいります。 ご要望いただきました都小学校の通学路の安全対策について、ご指摘の場所付近を登下校する児童について、都小学校をとおして注意喚起を行ってまいります。また、関係課や所管の警察署と連携し、車両止め等の対策の実施について検討してまいります。

議案第1号

令和5年度事業報告について

令和5年5月13日（土）蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館ハーモニーホールにおいて、千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会を開催し、令和4年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和5年度事業計画（案）及び令和5年度予算（案）を可決し、新年度の業務が開始された。

【事業内容】

- | | |
|-----------|---|
| 令和5年4月13日 | きぼーる15階ボランティア活動室において、令和4年度収入・支出決算関係帳簿類の監査を実施し、監事の承認を得た。 |
| 令和5年4月19日 | 第1回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会役員の選出（案）について2 令和4年度収入支出決算について3 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の会務報告及び議案審議について4 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の役割分担について5 通常総会のご案内及び委任状について6 千葉市町内自治会連絡協議会専門部会の委員選出について7 功労者表彰について8 令和5年度要望事項について |
| 令和5年5月13日 | 通常総会を蘇我コミュニティセンターハーモニープラザ分館ハーモニーホールにおいて開催し、令和4年度事業報告及び決算報告等が承認され、令和5年度事業計画（案）及び令和5年度予算（案）等を可決した。 |
| 令和5年6月30日 | 第2回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。 <ol style="list-style-type: none">1 令和5年度要望事項について2 令和5年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について |

令和5年8月27日	主会場である千葉市役所において 第44回九都県市合同防災訓練が実施され、各避難所を地域会場として避難所開設・運営訓練を行った。
令和5年9月27日	三役会及び第3回理事会をきぼーる11階大会議室において開催し、以下の事項を協議した。 1 令和5年度要望事項の回答について 2 令和5年度中央区町内自治会連絡協議会の活動研修会について
令和5年10月15日	第31回中央区ふるさとまつりの開催が企画されていたが、当日荒天により、中止となった。
令和5年12月15日	中央区町内自治会連絡協議会活動研修会を開催し、国立科学博物館と防災体験学習施設 そなエリア東京を視察した。 地震災害を中心に、地震発生72時間の疑似体験や、日頃の備えの重要性などを学び、今後の地域活動にも活かせる有意義な研修会とすることができた。 参加者数：43名（うち4名は事務局職員） 参加者負担金：1,980円／名
令和6年1月11日	三役会及び第4回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項について、協議及び報告した。 (議題) 1 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会の日程について 2 令和6年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会通常総会における被表彰者の推薦について 3 令和5年度決算見込みについて 4 町内自治会のしおり（中央区版）について (報告) 1 ごみ問題検討委員会について 2 令和5年度千葉市中央区町内自治会連絡協議会活動研修会開催報告について
令和6年3月22日	三役会及び第5回理事会をきぼーる15階ボランティア活動室において開催し、以下の事項を協議した。 1 令和5年度決算見込について 2 令和6年度役員選出（案）について

議案第2号

令和5年度収入支出決算について

収入支出決算書

【収入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目	当 初 予 算 額	収 入 済 額	差 引 額	摘 要
項 目				
補 助 金	区連協補助金	1,454,000	1,454,000	0 区連協相当分として：844,580円、地区連協交付金として：609,420円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負 担 金	負 担 金	276,134	209,274	△ 66,860 62,067世帯×2円＝124,134円（地区連協負担金） 43人×1,980円＝85,140円（活動研修会参加者負担金）
繰 越 金	前年度繰越金	761,006	761,006	0
雑 収 入	雑 収 入	9	10	1 預金利子
合 計		2,491,149	2,424,290	△ 66,859

【支出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目	当 初 予 算 額	予 算 流 用 額	予 算 現 額 (A)	支 出 額 (B)	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 外 経 費	予 算 残 額 (A) - (B)	摘 要 ※下線は補助対象外経費
項 目								
交 付 金	地区連協交付金	609,420	0	609,420	571,976	571,976	0	37,444 地域運営交付金（第9、13、16地区）を除く
事 務 費	事 務 費	420,000	52,439	472,439	472,439	472,439	0	0 事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		147,000	0	147,000	123,580	123,580	0	23,420
	総 会 費	135,000	0	135,000	123,580	123,580	0	11,420 総会資料作成、総会案内の郵送代
	役 員 会 議 費	12,000	0	12,000	0	0	0	12,000
表 彰 費	表 彰 費	55,000	442	55,442	51,939	51,939	0	3,503 被表彰者記念品代、表彰状（9名）
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	13,000	0	13,000	20,000 年賀名刺交換会会費（区連協会長）、弔慰金
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	0	502,000	408,620	323,480	85,140	93,380 視察研修費、傷害保険料、参加者昼食代
旅 費	費 用 弁 償	104,000	0	104,000	90,000	90,000	0	14,000 理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	620,729	△ 52,881	567,848	0	0	0	567,848
合 計		2,491,149	0	2,491,149	1,731,554	1,633,414	98,140	759,595

【区連協補助金の状況】

（区連協補助金当初予算額）（補助対象支出額）

$$1,454,000円 - 1,633,414円 = \triangle 179,414円$$

【令和6年度への繰越額】

（収入済額合計）（支出額合計）（残額＝繰越予定額）

$$2,424,290円 - 1,731,554円 = \underline{692,736円}$$

（参考：前年度繰越額 761,006円）

議案第3号

令和5年度監査報告について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会

令和5年度収入支出監査報告書

監査対象

千葉市中央区町内自治会連絡協議会の令和5年度収入支出決算書及び
関係帳簿・証書類

監査期日

令和6年4月4日

監査内容

予算会計の収入・支出済額は、収入及び支出簿により出納書類を余すところ
なく照査のうえ、さらにその内容につき監査を実施した結果、決算は計数的に
正確であり、内容も正当なものと認定した。

令和6年4月4日

監事

氏名

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

議案第4号

令和6年度役員（案）の承認について

会 長

副会長

副会長

会 計

会 計

議案第 5 号

令和 6 年度事業計画（案）について

千葉市中央区町内自治会連絡協議会は、会則に明示された目的を達成するため、次の事業を行う。

1 区行政との連絡及び協力に関すること

区民参加を推進するため、区並びに市と区民を結ぶパイプ役として活動し、地域の発展に寄与貢献する。

2 要望事項等の促進に関すること

区内各地域に共通する諸問題及び区民に関連する諸事業についての要望事項等の早期解決を図る。

3 功労者の表彰に関すること

本会の「表彰内規」により功労のあった地区連協会長及び単位町内会長を総会において表彰する。

4 区民意識の啓発

区民として相互の連帯意識の高揚を図り、住み良い街づくりを推進する。

5 研修会の実施

先進の住民自治組織や施設等を研修視察し、地域リーダーの育成に努める。

6 その他必要な事項に関すること

その他区連協活動の充実向上を目的とした諸事業の推進を図る。

令和6年度主な会議等予定

年 月	内 容	備 考
令和6年 4月	会 計 監 査	4 月 4 日 (木)
4月	理 事 会	4 月 1 0 日 (水)
5月	令和6年度通常総会	5 月 1 1 日 (土)
6月	理 事 会	6 月 2 4 日 (月)
8月	中央区防災訓練 (主会場・地域会場訓練)	8 月 2 5 日 (日)
9月	三 役 会 ・ 理 事 会	9 月 2 5 日 (水)
10月	中央区ふるさとまつり	10月20日 (日)
11月	活動研修会	
令和7年 1月	理 事 会	1 月 1 5 日 (水)
3月	三 役 会 ・ 理 事 会	3 月 2 4 日 (月)

《MEMO》

議案第6号

令和6年度収入支出予算（案）について

収入支出予算書（案）

【収 入】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目				
補 助 金	区連協補助金	1,446,000	1,454,000	△ 8,000	区連協相当分として：842,600円 地区連協交付金として：603,400円 ※地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
負 担 金	負 担 金	274,544	276,134	△ 1,590	61,272世帯×2円（地区連協負担金） 76人×2,000円（活動研修会参加者負担金）
繰 越 金	前年度繰越金	692,736	761,006	△ 68,270	
雑 収 入	雑 収 入	9	9	0	預金利子
計		2,413,289	2,491,149	△ 77,860	

【支 出】

千葉市中央区町内自治会連絡協議会（単位：円）

科 目		本年度予算額			前年度予算額 (B)	増 減 (A) - (B)	摘 要
項	目	(A)					
			補助対象経費	補助対象外経費	※下線は、補助対象外経費		
交 付 金	地区連協交付金	603,400	603,400	0	609,420	△ 6,020	地域運営交付金を除く（第9、13、16地区）
事 務 費	事 務 費	420,000	420,000	0	420,000	0	事務用品、町内自治会のしおり作成、郵便代
会 議 費		147,000	147,000	0	147,000	0	
	総 会 費	147,000	147,000	0	135,000	12,000	総会資料作成、総会案内郵送代、会場使用料
	役 員 会 議 費	0	0	0	12,000	△ 12,000	今年度より廃止
表 彰 費	表 彰 費	55,000	55,000	0	55,000	0	表彰者記念品代、表彰状
渉 外 費	渉 外 費	33,000	0	33,000	33,000	0	<u>年賀名刺交換会会費（区連協会長）</u> 、 <u>見舞金</u> 、 <u>弔慰金</u>
事 業 費	活 動 研 修 費	502,000	350,000	152,000	502,000	0	視察研修費、 <u>参加者昼食代</u>
旅 費	費 用 弁 償	104,000	104,000	0	104,000	0	理事、監事の費用弁償
予 備 費	予 備 費	548,889	0	548,889	620,729	△ 71,840	
合 計		2,413,289	1,679,400	733,889	2,491,149	△ 77,860	

令和6年度地区連協交付金明細書

令和6年3月31日現在

区	地区	団体数	1団体当り	団体割額(A)	世帯数	1世帯当り	世帯割額(B)	均等割額(C)	交付額(A+B+C)
中央区	2	10	500	5,000	5,618	10	56,180	20,000	81,180
	3	27	500	13,500	5,233	10	52,330	20,000	85,830
	4	23	500	11,500	5,569	10	55,690	20,000	87,190
	5	6	500	3,000	5,446	10	54,460	20,000	77,460
	8	22	500	11,000	8,569	10	85,690	20,000	116,690
	21	13	500	6,500	1,692	10	16,920	20,000	43,420
	27	24	500	12,000	3,472	10	34,720	20,000	66,720
	45	10	500	5,000	1,991	10	19,910	20,000	44,910
	計	135	500	67,500	37,590	10	375,900	160,000	603,400

※下記の地区については、地域運営交付金として交付するため、区連協補助金には含まない。

区	地区	交付額
中央区	9	172,090
	13	92,980
	16	72,050
	計	337,120

議案第 7 号

令和 6 年度監事の選任について

監 事

監 事

千葉市中央区町内自治会 連絡協議会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、千葉市中央区町内自治会連絡協議会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、中央区役所内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目 的)

第3条 本会は、中央区内地区町内自治会連絡協議会相互の連絡、協調と親睦を図り、これらを通して区内の町内自治会活動を積極的に推進し、区行政に協力するとともに、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組 織

(組 織)

第4条 本会は、中央区の町内自治会長を会員とし、別表の地区町内自治会連絡協議会をもって組織する。

(事 業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 町内自治会及び地区町内自治会連絡協議会との連絡調整に関すること。

(2) 住民相互の融和及び連帯意識の高揚に関すること。

(3) 町内自治会に共通する問題について調査研究を行うこと。

(4) 千葉市町内自治会連絡協議会及び関係当局その他団体との連絡及び協力に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

(役 員)

第6条 本会は、次の役員を置く。

会 長	1 名	理 事	若干名
副 会 長	2 名	監 事	2 名
会 計	2 名		

(役員を選出)

第7条 会長、副会長及び会計の三役は、理事の互選により選出し、総会の承認を受けるものとする。

- 2 理事は、中央区内の地区町内自治会連絡協議会長をもって、これに充てるものとする。
ただし、他区にまたがる地区町内自治会連絡協議会にあっては、中央区内の町内自治会長の代表をもって理事とする。
- 3 監事は、理事以外の会員から総会において選任する。

(役員の職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、会長の指示を受けて本会の会計及び経理を司る。
- 4 理事は、理事会を組織し会長の指示を受けて会務を司る。
- 5 監事は、本会の経理を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(専門部会)

第10条 本会の目的達成のため、専門部会を設けることができる。

- 2 専門部会に関し必要な事項は、理事会に諮り会長が別に定める。

(顧問及び相談役)

第11条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

第3章 会 議

(会 議)

第12条 会議は、総会、理事会及び三役会とする。

(総 会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 通常総会は、毎年度当初に、臨時総会は会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の請求があったときに開催する。
- 3 総会は、次に掲げる事項を審議する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
 - (2) 予算及び決算に関する事項
 - (3) 会則の改正に関する事項
 - (4) その他、重要な事項
- 4 総会は、会員の過半数の出席で成立する。議事は出席者の過半数の賛成で決することとし、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 総会の出席は、委任状の提出をもって代えることができる。

- 6 自然災害等により、総会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、総会は書面により開催することができる。この場合、会員の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
- 7 書面により開催する総会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(理事会)

- 第14条 理事会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 理事会は、本会の運営上必要な事項について審議する。
 - 3 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 自然災害等により、理事会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、理事会は書面により開催することができる。この場合、理事の過半数の書面による回答が得られることを必要とする。
 - 5 書面により開催する理事会の議事は、期日までに回答された議決権行使書の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(三役会)

- 第15条 三役会は、会長、副会長及び会計をもって組織する。
- 2 三役会は、会長が必要があると認めたときに、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 3 三役会の審議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 理事会に提出する事項の審議に関すること。
 - (2) 会務の執行上必要なこと。
 - 4 自然災害等により、三役会の招集が難しい状況であり会長がやむを得ないと認めるときは、三役会は書面により開催することができる。

第4章 会 計

(経 費)

- 第16条 本会の経費は、負担金、寄付金、補助金及びその他をもって充てる。

(会計年度)

- 第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第5章 補 則

(会則の改正)

- 第18条 本会則の改正は、総会の議決によるものとする。ただし、別表の変更については、理事会の承認によることができる。

(その他)

- 第19条 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が理事会に諮って定める。

- 附 則
この会則は、平成 4 年 5 月 24 日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 5 年 5 月 9 日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 6 年 5 月 15 日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 16 年 5 月 16 日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 24 年 7 月 1 日より施行する。
- 附 則
この会則は、平成 30 年 5 月 12 日より施行する。
- 附 則
この会則は、令和 3 年 5 月 24 日より施行する。

別表

	地区町内自治会連絡協議会名
1	第 2 地区（末広中学校区）町内自治会連絡協議会
2	第 3 地区（葛城中学校区）町内自治会連絡協議会
3	第 4 地区（椿森中学校区）町内自治会連絡協議会
4	第 5 地区（緑町中学校区西千葉地区）町内自治会連絡協議会
5	第 8 地区（新宿中学校区）町内自治会連絡協議会
6	第 9 地区（蘇我中学校区）町内自治会連絡協議会
7	第13地区（生浜中学校区）町内自治会連絡協議会
8	第15地区（轟町中学校区）町内自治会連絡協議会
9	第16地区（松ヶ丘中学校区）町内自治会連絡協議会
10	第21地区（川戸中学校区）町内自治会連絡協議会
11	第27地区（星久喜中学校区）町内自治会連絡協議会
12	第45地区（都 地 区）町内自治会連絡協議会

千葉市中央区町内自治会連絡協議会 表彰内規

(表彰の基準)

第1条 区域内住民福祉の増進のため、町内自治会活動を積極的に推進し、その実績が顕著で、且つ次の各号の一に該当するものについて、会長がこれを表彰する。

(1) 中央区町内自治会連絡協議会役員(監事を除く)の職にあって退任したもの。

(2) 5年以上引き続いて町内自治会長の職にあって退任したもの。

(在職年数の決定)

第2条 在職年数は、満年をもって計算する。

(被表彰者の推薦方法)

第3条 第1条第1号における被表彰者の該当者については、会長が推薦し、第1条第2号における被表彰者の該当者については、理事の推薦により、それぞれ理事会に報告したのち総会において表彰するものとする。

(表 彰)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて贈呈する。

(表彰の重複禁止)

第5条 被表彰者は、再表彰をしないものとする。

附 則

この内規は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和元年7月1日から施行する。